

(別紙)

常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業に関する特定環境影響評価書
に対する環境大臣意見

常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業（以下「本事業」という。）は、平成23年3月11日の東日本大震災により被災した東日本旅客鉄道株式会社常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）について、駅や鉄道の利用客の安全を確保しつつ、地域全体の復興やまちづくり計画との整合を図りながら、線路を現在の位置よりも内陸側に移設して復旧しようとするものであり、福島県相馬郡新地町、宮城県亶理郡山元町及び同郡亶理町が東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）に基づき復興整備計画に復興整備事業として位置付けようとするものである（事業実施主体は東日本旅客鉄道株式会社）。

常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業特定環境影響評価書（以下「特定評価書」という。）は、法第72条の規定により特定環境影響評価その他の手続を実施すべく作成された特定復興整備事業特定環境影響評価書である。

特定復興整備事業が実施されるべき区域（以下「事業実施区域」という。）及びその周辺は、東日本大震災により被災しており、本事業の線路の大部分が通過する農地では、表土の入替えなどの土壌から塩分を除く作業が行われ、また、本事業により新たに駅が建設される地区では、本事業と併せて新たなまちづくりが行われる予定であり、事業実施区域及びその周辺は、津波による被災や復旧・復興事業により、大きな変化が生じている。このような中で、生活環境や現存する自然環境への影響についてできる限り回避・低減されるよう、以下の措置を適切に講じること、また、その旨及び検討内容並びに検討結果について、補正後の特定評価書に記載すること。

1. 事後調査について

法に基づく特定環境影響評価の手続は、同法の目的である「東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進」に鑑み、既存資料調査、専門家へのヒアリング等に基づく環境影響の予測、評価及び環境保全措置の検討を行うことを基本とする一方、動物、植物、生態系についての通年又は四季にわたる現地調査を事前に実施しなかった場合にはこれに相当する調査を事後調査として実施し、その結果を踏まえて環境保全措置の見直しや詳細化を行うこと等により、適正な環境保全上の配慮を行うものである。

このため、現地調査を実施していない又は調査手法を簡略化した環境影響評価の項目については、事後調査の実施について、関係自治体、地域住民等の意見を踏ま

えて具体的かつ科学的に再検討すること。

また、事後調査結果については、それを踏まえた環境保全措置の検討結果も含めて関係行政機関に報告するとともに、地域住民に対し適切な方法で公表すること。

2．騒音・振動について

事業実施区域の近隣に住居、学校等が存在することから、工事中及び供用中の環境影響の把握に努め、必要に応じて環境保全措置を講じること。

3．動植物について

工事着手までに事後調査として実施する現地調査において、事業実施区域及びその周辺で新たに重要な種等が確認された場合には、専門家等の助言を得つつ、追加調査等を実施し、必要に応じて環境保全措置を講じること。

また、キキョウ及びムカゴニンジンの移植の要否や方法等については、事後調査の結果を踏まえ、専門家の助言を得て、十分に検討すること。

4．廃棄物等について

工事により発生する廃棄物、建設発生土については、最大限発生抑制に努めること。また、建設発生土については、被災地において、盛土材が不足している状況にあることから、事業実施区域外を含めて最大限有効利用に努めること。